

豊田中央図書館条例新旧対照表

平成24年4月1日前	平成24年4月1日以後	備考
<p>○豊田中央図書館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和40年12月23日 条例第45号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、豊田中央図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、豊田中央図書館(以下「図書館」という。)を豊田市西町1丁目200番地に設置する。</p> <p>2 図書館に分館として、豊田市こども図書室を豊田市高橋町3丁目100番地1に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 図書館(豊田市こども図書室を含む。以下同じ。)においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を収集し、利用者に供すること。</p> <p>(2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備する</p>	<p>○豊田中央図書館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和40年12月23日 条例第45号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、豊田中央図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、豊田中央図書館(以下「図書館」という。)を豊田市西町1丁目200番地に設置する。</p> <p>2 図書館に分館として、豊田市こども図書室を豊田市高橋町3丁目100番地1に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 図書館(豊田市こども図書室を含む。以下同じ。)においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を収集し、利用者に供すること。</p> <p>(2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備する</p>	

こと。

- (3) 図書館資料を周知し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び社会教育施設と協力すること。
- (5) 読書会、研究会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めた事業

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に豊田市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

こと。

- (3) 図書館資料を周知し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (4) 他の図書館及び社会教育施設と協力すること。
- (5) 読書会、研究会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めた事業

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に豊田市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 小学校、中学校及び高等学校の校長

(2) 幼稚園及び保育所の園長

(3) 学識経験を有する者

(4) 図書館において市民活動を行う団体の代表者

(5) 公募による市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。)

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館の制限等)

第 5 条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められた者に対して、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

豊田市立図書館設置条例(昭和 29 年条例第 20 号)

豊田市立図書館協議会条例(昭和 29 年条例第 29 号)

附 則(平成 4 年 7 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 24 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 10 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日条例第 107 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(入館の制限等)

第 5 条 教育委員会は、図書館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められた者に対して、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

豊田市立図書館設置条例(昭和 29 年条例第 20 号)

豊田市立図書館協議会条例(昭和 29 年条例第 29 号)

附 則(平成 4 年 7 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 24 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 10 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日条例第 107 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。